

おおく
みや
ガイド
ブック



島田市
Shimada City

島田市役所 ご遺族手続支援コーナーのご案内

予約制

コーナーでは、ご家族や大切な方が亡くなられた後の、市役所における各種手続きにつきましてお手伝いさせていただきます。必要書類をご用意し、あらかじめ住所・氏名等を印字しておくなど、できる限り手続きの軽減に努めています。

- 利用日時 平日 ① 午前9時30分～ ② 午後1時30分～
③ 午後3時～

- 場所 市役所1階 遺族手続支援室 (市民課北側)

※4ページ「ご遺族手続支援コーナー案内図」をご覧ください。

ご利用の流れ

※ご利用は、予約の日から3日(3開庁日)後からとなります。
【3日には、土・日曜日、祝休日、年末年始を除きます。】

STEP 1 ご予約

➡ オンライン予約 (LoGo フォームから)

受付時間：土・日曜日、祝休日、年末年始を含む24時間
ご予約はこちらから➡



➡ 電話予約 ☎0547-36-7676

受付時間：平日 午前9時～午後5時

STEP 2 事前のご連絡

コーナーご利用の前日までに、手続きの内容と持ち物につきまして、連絡をさせていただきます。連絡は、電話・メール・FAXになりますので、ご予約の際にご指定ください。

STEP 3 ご利用当日

市役所1階 正面玄関右側の総合案内にて、「ご遺族手続支援コーナー利用」とお伝えください。コーナーまでご案内させていただきます。

- ご利用は、島田市に住民登録のあった方のご遺族に限ります。
- 手続きの所要時間は、1時間程度になります。
- すべての手続きが一度で終わらない場合もありますが、できる限りご負担をおかけしないようお手伝いさせていただきます。
- 従来どおり、直接各担当窓口や支所でもお手続きができます。

【問い合わせ先】 市民課 遺族手続支援コーナー担当 ☎0547-36-7676

ご遺族手続支援コーナー 事前連絡チェックシート

※ コーナーご利用の前日までに、手続きの内容とお持ちいただくもの（必要なもの）につきまして、連絡をさせていただきます。□欄に、該当するもののチェックをお願いします。

1. コーナー利用日時 令和 年 月 日 () 時 分～

2. コーナーを利用される方の、本人確認ができるもの

- 顔写真があるもの 1点【マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書 など】
 ※ 上記がない場合は 2点【健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳 など】

3. 亡くなられた方のもので、返納していただくもの

- (1) 障害者手帳（身体・療育・精神）※亡くなられた方の「マイナンバーがわかる書類」をお持ちください
 (2) 重度心身障害者(児)医療費助成金受給者証
 (3) 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
 (4) 国民健康保険特定疾病療養受療証 (5) 国民健康保険限度額適用認定証
 (6) 後期高齢者医療資格確認書 (7) 後期高齢者医療特定疾病療養受療証
 (8) 介護保険被保険者証 (9) 介護保険資格者証
 (10) 介護保険負担割合証 (11) 介護保険負担限度額認定証
 (12) その他 ()

4. 手続きの内容とお持ちいただくもの（必要なもの）

番号	手続きの内容	お持ちいただくもの（必要なもの）
(1) <input type="checkbox"/>	相続人代表者に関する届 <input type="checkbox"/> ① 国民健康保険 <input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度 <input type="checkbox"/> ③ 介護保険 <input type="checkbox"/> ④ 重度心身障害者(児)医療費助成	相続人代表者の方()様のもの <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
(2) <input type="checkbox"/>	葬祭費支給申請 <input type="checkbox"/> ① 国民健康保険 <input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度	葬祭執行者(喪主)の方()様のもの <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)の方の記載があるもの (会葬礼状、訃報、領収書 等)
(3) <input type="checkbox"/>	水道の手続き <input type="checkbox"/> ① 使用者の変更 <input type="checkbox"/> ② 所有者の変更	お持ちいただくものはありません ※ 金谷地区にお住まいの方は、大井上水道企業団での手続きになります Tel: 0547-46-4130
(4) <input type="checkbox"/>	年金の手続き <input type="checkbox"/> ① 国民年金のみの方 ⇒ 市役所での手続きになります <input type="checkbox"/> ② 厚生年金・共済年金の方 ⇒ 手続きは、年金事務所・共済組合になりますので、直接お問い合わせください	① 国民年金のみの方 亡くなられた方()のもの <input type="checkbox"/> 年金証書(基礎年金番号がわかる書類) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し 請求される方()様()のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかる書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 生計同一関係申立書 等
(5) <input type="checkbox"/>	税金の手続き <input type="checkbox"/> ① 軽自動車税 <input type="checkbox"/> ② 固定資産税 <input type="checkbox"/> ③ 登記していない <input type="checkbox"/> ④ 市民税・県民税・家屋 森林環境税	担当課職員から手続きの説明があります なお、①・③に該当する場合は 33・34 ページの「必要なもの」をご確認ください

市役所での手続き一覧表（チェックリスト）

【コーナーでの対応について】

◎ は、コーナーで手続きが終了します。

※ は、コーナーで取り扱いの説明をさせていただきます。

★ は、コーナーで手続きの説明をさせていただきますが、手続きは関係機関で行っていただきます。

空欄は、手続きなしまたは該当する場合、担当課での手続きになります。

区分	チェック欄	亡くなられた方の確認項目	コーナーでの対応	主な手続き	参照	担当課
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持っていた	※	カードは回収しません 相続等の手続きで必要になることがありますので、保管してください	—	市民課
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証を持っていた	※	登録証は回収しません 死亡届出により登録が抹消されているので、印鑑証明書は発行できません	—	
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	◎	・資格確認書等の返納	P11	国保年金課
			◎	・相続人代表者に関する届出		
			◎	・葬祭費の支給申請	P12	
				・保険税の精算		
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	◎	・資格確認書等の返納	P13	
			◎	・相続人代表者に関する届出		
			◎	・葬祭費の支給申請		
				・保険料の精算	P14	
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	★(◎)	・未支給年金の請求(◎は国民年金のみの方)	P15	国保年金課
	<input type="checkbox"/>	国民年金の被保険者等であった	◎	・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	P16	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金・共済年金の被保険者等であった	★	・遺族厚生年金の請求	P43	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方または介護認定を受けていた	◎	・介護保険被保険者証等の返納	P17	長寿介護課
			◎	・相続人代表者に関する届出		
				・介護保険料の精算		
高齢者	下記のいずれかを利用していた					長寿介護課
	<input type="checkbox"/>	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	◎	・利用辞退届出	P18	
	<input type="checkbox"/>	高齢者等配食サービス	◎	・利用辞退届出		

区分	チェック欄	亡くなられた方の確認項目	コーナーでの対応	主な手続き	参照	担当課
高齢者	<input type="checkbox"/>	生きがい活動支援通所事業	◎	・利用辞退届出	P18	長寿介護課
	<input type="checkbox"/>	移動支援サービス		手続きはありません	—	
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品支給事業利用の被介護者または介護者であった		(被介護者が亡くなられた場合) 手続きはありません	—	
			◎	(介護者が亡くなられた場合) 事業を引き続き利用希望の場合は申請が必要になります	P19	
高齢者	下記のいずれかを利用していた					
	<input type="checkbox"/>	徘徊高齢者等事前登録事業		・利用辞退届出	P19	包括ケア推進課
	<input type="checkbox"/>	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業		・利用辞退届出		
	<input type="checkbox"/>	高額介護予防サービス費等相当額の支給		・相続人代表者に関する届出	P20	
	<input type="checkbox"/>	高額医療合算介護予防サービス費等相当額の支給		・相続人代表者に関する届出		
	<input type="checkbox"/>	通所型短期集中予防サービス事業		手続きはありません	—	
	<input type="checkbox"/>	訪問型介護予防指導事業		手続きはありません		
	<input type="checkbox"/>	自立生活支援事業		手続きはありません		
<input type="checkbox"/>	パワーリハビリ教室事業		手続きはありません			
障害福祉	下記のいずれかを持っていた					
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳	◎	・手帳の返納および届出	P21	障害福祉課
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神・育成・更生)	◎	・受給者証の返納		
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	◎	・手帳の返納および届出		
<input type="checkbox"/>	療育手帳	◎	・手帳の返納および届出	P22		

区分	チェック欄	亡くなられた方の確認項目	コーナーでの対応	主な手続き	参照	担当課	
障害福祉	下記のいずれかの手当を受給していた						
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当	◎	・受給事由消滅の届出	P22	障害福祉課	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当	◎	・受給事由消滅の届出			
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当	◎	・受給事由消滅の届出	P23		
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった	◎	(受給者が亡くなられた場合) ・死亡届、未支払手当請求等			
	<input type="checkbox"/>			(支給対象児が亡くなられた場合) ・資格喪失または額改定の届出	P24		
	下記のいずれかを利用していただ						
	<input type="checkbox"/>	重度障害者タクシー料金割引乗車券	◎	・重度障害者タクシー料金割引乗車券の返納	P24		
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者(児)医療費助成金	◎	・受給者証の返納および届出	P25		
	<input type="checkbox"/>	ゆずりあい駐車場利用証	◎	・利用証の返納			
子ども	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給者または支給対象児であった		(受給者が亡くなられた場合) ・受給者資格喪失届出	P26		子育て応援課
	<input type="checkbox"/>			ひとり親家庭等医療費助成金を受給していた		(受給者が亡くなられた場合) ・受給者資格喪失届出	
	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者であった	(受給者が亡くなられた場合) ・受給者変更届出 ・未支払手当請求	P27			
子ども	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園・地域型保育所・幼稚園・認可外保育施設に通園している園児の保護者		・認定保護者の変更	P28	保育支援課	
	<input type="checkbox"/>	保育所(公・私)に通園している園児(0~2歳児)の保護者		・保育料口座振替の登録変更			
	<input type="checkbox"/>	公立保育所に通園している園児(3~5歳児)の保護者		・公立保育所副食費口座振替の登録変更			
	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園・地域型保育所に通園していた園児		・利用中止届の提出	P29		
農林業	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	★	・年金受給者死亡届	P29	農業振興課	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた		・名義変更届			
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた		・所有者届	P30	農林整備課	

区分	チェック欄	亡くなられた方の確認項目	コーナーでの対応	主な手続き	参照	担当課
河川と道路	<input type="checkbox"/>	河川を占有していた		・河川占有権利・義務移転届	P30	すぐやる課
	<input type="checkbox"/>	道路を占有していた		・道路占有権利・義務移転届		
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	◎	・市営住宅返還届	P31	建築住宅課
			◎	・入居承継申請		
			◎	・入居者異動届		
			◎	・使用料の口座振替の変更または廃止届	P32	
水道	<input type="checkbox"/>	上水道の契約をしていた	◎	・使用者変更、口座振替の変更（該当者のみ）または使用停止の届出	P32	水道課
			◎	・所有者変更の届出		
税金（市税）	<input type="checkbox"/>	軽自動車税を納めていた（軽自動車※原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー・軽二輪車（125cc超）・小型二輪車（250cc超）・軽三輪車・軽四輪車を所有していた）	◎	・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書または軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書の届出	P33	課税課
	<input type="checkbox"/>	固定資産税を納めていた（土地・家屋・償却資産を所有していた）	◎	・相続人代表者に関する届出	P34	
	<input type="checkbox"/>	登記していない家屋を所有していた	◎	・登記していない家屋を所有していた場合における名義変更		
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税を納めていた	◎	・相続人代表者に関する届出	P35	納税課
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替で納税していた		・口座振替の変更または停止の届出		
	<input type="checkbox"/>	市税の納税相談				
暮らし	<input type="checkbox"/>	市営霊園の使用者であった		・墓所使用権承継の申請	P36	環境課
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主であった		・犬の登録事項変更の届出	P36	
	<input type="checkbox"/>	猫の飼い主であった		・猫の登録事項変更の届出		
	<input type="checkbox"/>	犯罪被害に遭われた		・見舞金の申請	P37	生活安心課
	<input type="checkbox"/>	図書館カードを持っていた（利用者登録を行っていた）		・図書館カードの返納	P37	図書館課
	<input type="checkbox"/>	金谷地区に住んでいた		（掲載を希望する場合） ・金谷コミュニティ委員会ニュース「ほほえみ」へのお悔やみ掲載依頼	P38	金谷地域総合課
	<input type="checkbox"/>	川根地区に住んでいた		（掲載を希望する場合） ・「さくらのまちだより」へのお悔やみ掲載依頼		川根地域総合課

市民無料相談のご案内

【問い合わせ先】生活安心課 ☎ 0547-36-7153

【場 所】市民相談係（市役所1階）

名称	とき	相談内容
一般相談	月～金曜日 9時～12時 (受付：11時まで) 13時～16時 (受付：15時まで)	日常生活や家庭での心配事・ 悩み事、離婚、相続などの 相談
弁護士一般相談 (★要事前相談)	第1・3水曜日 13時30分～ 15時30分	民事上の法律問題全般の相談 ★事前に一般相談を受けた後、 相談予約を入れます
司法書士相談 (要予約)	第2水曜日 13時30分～ 15時30分	贈与・不動産登記など相続全般 の相談
税理士相談 (要予約)	第2月曜日 13時30分～ 15時30分	所得税・相続税・贈与税などの 税の相談

※詳しい日程等は、毎月15日発行の広報しまだ「便利帳」をご覧ください。

身近な方が亡くなられた後の手続き等の流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内	10か月以内
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届（7日以内） ○健康保険・世帯主変更 ○公共料金等の手続き ○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議
税金	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者の変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付

ここからは、お時間のある時にご覧ください

もくじ

1. 市役所での手続き	
(1) 健康保険	P 11
(2) 年金	P 15
(3) 介護保険	P 17
(4) 高齢者	P 18
(5) 障害福祉	P 21
(6) 子ども	P 26
(7) 農林業	P 29
(8) 河川と道路	P 30
(9) 市営住宅	P 31
(10) 水道	P 32
(11) 税金（市税）	P 33
(12) 暮らし	P 36
2. 死亡届出後の証明書発行について	P 39
3. 市役所以外での手続き（参考）	P 41
4. その他の手続き（参考）	
(1) 相続に関する手続き	P 42
(2) 亡くなられた方が会社員だった場合の手続き	P 43
(3) 亡くなられた方が個人事業主だった場合の手続き	P 43

MEMO

1. 市役所での手続き

(1) 健康保険（国民健康保険）

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険資格確認書等の返納

概要	期 限
亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等の返納	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 被保険者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>〈共通〉</p> <p><input type="checkbox"/>国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ</p> <p>〈お持ちの方のみ〉</p> <p><input type="checkbox"/>限度額適用（・標準負担額減額）認定証※</p> <p><input type="checkbox"/>特定疾病療養受療証</p> <p>※亡くなられた方が世帯主であった場合は、世帯員の資格確認書等を差し替える必要があります。詳しくは死亡届提出後にお渡しする《国民健康保険の手続きのご案内》をご確認ください。</p>	国保年金課 保険税係 0547-36-7178 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 相続人代表者に関する届出

概要	期 限
亡くなられた被保険者に対して相続権がある方の中から1人、国民健康保険の医療給付等について引き継ぐ届出。	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。 （医療費給付等の申請には期限があります。）
	対象となる人 相続人代表者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/>相続人代表者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/>相続人代表者の認印</p>	国保年金課 保険給付係 0547-36-7151 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 葬祭費の支給申請

概要	期 限
国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき、その葬儀を執り行われた方に対して5万円が支給されます。 ※ただし、他の医療保険（社会保険等）から脱退後3か月以内に葬祭費に相当する給付を受ける場合は、国民健康保険からは支給されません。	被保険者の葬祭が行われた日の翌日から2年以内
	対象となる人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）のわかるもの（会葬礼状、訃報、領収書等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の印鑑（認印）	国保年金課 保険給付係 0547-36-7151 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 保険税の精算

概要	期 限
亡くなられた被保険者の資格喪失に伴い、亡くなられた月以降の保険税額の減額更正を行います。亡くなられた月以降、不足分の精算または還付の通知を被保険者の属する世帯主または、相続人へ送付します。	還付の場合は、通知を受領後、なるべく早く手続きをしてください。 追加納付の場合は、納期限までに納付してください。
	対象となる人
	被保険者の属する世帯の世帯主または相続人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
原則、郵送での手続きになるため、持ち物はありません。	国保年金課 保険税係 0547-36-7178 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

MEMO

(1) 健康保険（後期高齢者医療制度）

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 後期高齢者医療資格確認書等の返納

概要	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等の返納	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	被保険者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
〈共通〉 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 〈お持ちの方のみ〉 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	国保年金課 後期高齢者医療・年金係 0547-36-7191 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 相続人代表者に関する届出

概要	期 限
亡くなられた被保険者に対して相続権がある方の中から1人、後期高齢者医療の医療給付等について引き継ぐ届出。	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。 （医療費給付等の申請には期限があります。）
	対象となる人
	相続人代表者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印）	国保年金課 後期高齢者医療・年金係 0547-36-7191 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 葬祭費の支給申請

概要	期 限
後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられたとき、その葬儀を執り行われた方に対して5万円が支給されます。 ※ただし、他の医療保険（社会保険等）から葬祭費に相当する給付を受ける場合は、後期高齢者医療保険からは支給されません。	被保険者の葬祭が行われた日の翌日から2年以内
	対象となる人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）のわかるもの（会葬礼状、訃報、領収書等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の印鑑（認印）	国保年金課 後期高齢者医療・年金係 0547-36-7191 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

(2) 年金

20 歳以上の方

手続き 未支給年金の請求

概要	期 限
年金を受給していた方が亡くなり、亡くなられた月分までの年金で未支給の年金がある場合や、年金を受ける権利はあったが請求しないうちに亡くなられた場合は、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が請求することができます。	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内
	対象となる人 亡くなられた方と生計を同じくしていた ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等以内の親族（①～⑦の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄（抄）本（亡くなられた方との関係が確認できるもの） ※請求者が配偶者または遺族年金を請求する20歳以下の子の場合、請求者のマイナンバーを記入することで、添付を省略できます。 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類 <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類（請求者本人が来られない場合は、委任状が必要です） ※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、詳しくは死亡届提出後にお渡しする「年金受給者手続きについて（ご案内）」をご確認ください。	国保年金課 後期高齢者医療・年金係 0547-36-7191 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。 <厚生年金がある場合> 日本年金機構 島田年金事務所 0547-36-2211 <共済組合に加入していた場合> 加入していた共済組合

MEMO

手続き 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

概要	期 限
<p>年金を受給していた方や国民年金の被保険者であった方が亡くなられ、下記に該当する場合、支給される可能性のある遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金の手続き</p>	<p>< 遺族基礎年金または寡婦年金の請求 > ・支給事由が生じた日の翌日から5年以内 < 死亡一時金の請求 > ・死亡日の翌日から2年以内</p>
対象となる人	
<p>< 亡くなられた方 ></p> <p><input type="checkbox"/> 遺族基礎年金 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の被保険者である間に死亡した場合 ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方が死亡した場合 ・老齢基礎年金の受給者であった方が死亡した場合※ ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡した場合※ <p>※25年以上の受給資格期間の者に限る</p> <p><input type="checkbox"/> 寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなられた場合 <p><input type="checkbox"/> 死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36か月以上ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合 <p>< 請求できる方 ></p> <p><input type="checkbox"/> 遺族基礎年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」 <p>※子とは、18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方（いずれも婚姻していない場合に限りです。）</p> <p><input type="checkbox"/> 寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方に生計を維持されており、10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻を含む）があった65歳未満の妻（妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。） <p><input type="checkbox"/> 死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。） 	
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本（亡くなられた方との関係が確認できるもの）</p> <p>※請求者のマイナンバーを記入することで、添付を省略できます。（死亡一時金の場合は、請求者が配偶者の時のみ省略可）</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し（遺族基礎年金の場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類（請求者本人が来られない場合は、委任状が必要です）</p> <p>※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、詳しくは死亡届提出後にお渡しする「年金手続きについて（ご案内）」をご確認ください。</p>	<p>国保年金課 後期高齢者医療・年金係 0547-36-7191 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。</p>

(3) 介護保険

65歳以上の方または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証等の返納

概要	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証等の返納	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 被保険者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
〈共通〉 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 〈お持ちの方〉 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険資格者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 離島等地域特別地域加算利用者負担軽減確認証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	長寿介護課 保険給付係 0547-34-3287 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 相続人代表者に関する届出

概要	期 限
高額介護（介護予防）サービス費・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費および高額医療合算介護サービス費の受給者が亡くなられた時の手続き	通知を受領後、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 相続人代表者 （手続きが必要な場合は、長寿介護課から届出書類を送付します。）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の認印	長寿介護課 保険給付係 0547-34-3287 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 介護保険料の精算

概要	期 限
亡くなられた被保険者の資格喪失に伴い、亡くなられた月以降の保険料額の減額更正を行います。亡くなられた月以降、不足分の精算または還付の通知を相続人宛てに送付します。	還付の場合は、通知を受領後、なるべく早く手続きをしてください。追加納付の場合は、納期限までに納付してください。
	対象となる人 介護保険被保険者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
原則、郵送での手続きになるため、持ち物はありません	長寿介護課 保険給付係 0547-34-3287

(4) 高齢者（長寿介護課関係）

いずれかを利用していた

手続き ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの利用辞退

概要	期 限
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムを利用している方が亡くなられた時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	サービスの利用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	長寿介護課 高齢者政策係 0547-34-3293 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 高齢者等配食サービスの利用辞退

概要	期 限
高齢者等配食サービス事業を利用している方が亡くなられた時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	サービスの利用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	長寿介護課 高齢者政策係 0547-34-3293 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 生きがい活動支援通所事業の利用辞退

概要	期 限
生きがい活動支援通所事業の利用者が亡くなられた時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	事業の利用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	長寿介護課 高齢者政策係 0547-34-3293 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 家族介護用品支給事業の変更申請（介護者が亡くなった場合）

概要	期 限
家族介護用品支給事業を介護者として利用している方が亡くなった場合、当事業は自動的に取り消しになります。 引き続き当事業の利用を希望する場合はすみやかに申請をしてください。	なし
	対象となる人 事業の利用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被介護者の介護保険被保険者証	長寿介護課 高齢者政策係 0547-34-3293 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

(4) 高齢者（包括ケア推進課関係）

いずれかを利用していた

手続き 徘徊高齢者等事前登録事業の利用辞退

概要	期 限
徘徊高齢者等事前登録事業の登録者が亡くなった時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。 なお、届出書が提出されない場合は、利用を取り消します。
	対象となる人 事業の利用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印）	包括ケア推進課 地域支援係 0547-34-3288

手続き 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の利用辞退

概要	期 限
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の被保険者が亡くなった時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。 なお、届出書が提出されない場合は、利用を取り消します。
	対象となる人 被保険者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印）	包括ケア推進課 地域支援係 0547-34-3288

(5) 障害福祉

いずれかを持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返納

概要	期 限
精神障害者保健福祉手帳所持者が亡くなられた時の手帳返納手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 手帳所持者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 自立支援医療受給者証の返納（精神・育成・更生）

概要	期 限
自立支援医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた時の返納手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 自立支援医療受給者証所持者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 身体障害者手帳の返納

概要	期 限
身体障害者手帳所持者が亡くなられた時の手帳返納手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 手帳所持者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーがわかる書類	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 療育手帳の返納

概要	期 限
療育手帳所持者が亡くなられた時の手帳返納手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	手帳所持者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーがわかる書類	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

いずれかの手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給事由消滅の届出

概要	期 限
手当受給者が亡くなられた時の手続き ※未支払手当が発生する可能性あり	亡くなられた日から 14 日以内
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印） <未支払手当が発生する場合> <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 障害児福祉手当の受給事由消滅の届出

概要	期 限
手当受給者が亡くなられた時の手続き ※未支払手当が発生する可能性あり	亡くなられた日から 14 日以内
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印） <未支払手当が発生する場合> <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 経過的福祉手当の受給事由消滅の届出

概要	期 限
手当受給者が亡くなった時の手続き ※未支払手当が発生する可能性あり	亡くなった日から 14 日以内
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをする方の印鑑（認印） < 未支払手当が発生する場合 > <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも 受付できます。

手続き 特別児童扶養手当の受給事由消滅の届出（死亡の届出、未支払手当の請求）

概要	期 限
特別児童扶養手当の受給者または対象児童が亡くなった時の手続き	< 死亡の届出 > <input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合 亡くなった日から 14 日以内 <input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合 期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給済みの手当を返還していただくこともありますのでご注意ください。 < 未支払手当の請求 > <input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合 亡くなった日から 2 年以内
	対象となる人
	<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合 ・同居家族等 <input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合 ・特別児童扶養手当の受給者 ※未支払手当が支給される可能性があります。 ※詳しくは下記の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
< 死亡の届出 > <input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合 ・印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合 ・印鑑（認印） < 未支払手当の請求 > <input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合 ・受給者が監護していた対象児童の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） ・印鑑（認印）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669

手続き 特別児童扶養手当の申請（受給者の変更）

概要	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなられ、受給者の変更が必要となった時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給開始時期が遅くなることもありますので、ご注意ください。
	対象となる人
	下記のいずれかに該当する方が対象です。 <input type="checkbox"/> 対象児童の父が死亡した場合、その児童を監護しており、かつ児童の生計を維持している母 <input type="checkbox"/> 対象児童の母が死亡した場合、その児童を監護しており、かつ児童の生計を維持している父 <input type="checkbox"/> 対象児童の父または母が死亡した場合、児童を監護しており、かつ児童の生計を維持している養育者 ※詳しくは下記の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
< 共通のもの > <input type="checkbox"/> 振込口座申出書（金融機関の証明印・または預金通帳が必要です。事前に市役所でお渡ししています。） <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） ※申請される方の状況によって必要な持ち物が異なります。詳しくは右の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669

いずれかを利用していた

手続き 重度障害者タクシー料金割引乗車券の返納

概要	期 限
タクシー券の交付を受けている方が亡くなった時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度障害者タクシー料金割引乗車券	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証の返納

概要	期 限
手当受給者が亡くなった時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証 <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き ゆずりあい駐車場利用証の返納

概要	期 限
ゆずりあい駐車場利用証所持者が亡くなった時の返納手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	利用証所持者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ゆずりあい駐車場利用証	障害福祉課 障害者政策係 0547-36-7669 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

MEMO

(6) 子ども

児童扶養手当の受給者または支給対象児であった

手続き 児童扶養手当受給者資格喪失届

概要	期 限
児童扶養手当の受給者（父または母もしくは養育者）が亡くなった時の手続き	亡くなられた日から14日以内
	対象となる人
	手当の受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた時点で受給されていない手当がある場合、請求者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <原則、請求者は手当の支給対象児童>	子育て応援課 子育て応援係 0547-36-7159 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 児童扶養手当減額改定届または資格喪失届

概要	期 限
対象児童が亡くなられた時の手続き	なるべく早く手続きをしてください。 手続きが遅れた場合、支給済みの手当を返還していただく場合があります。
	対象となる人
	手当の受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
児童の状況によって必要な持ち物が異なります。 右の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。	子育て応援課 子育て応援係 0547-36-7159 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

ひとり親家庭等医療費助成金を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費助成金資格喪失届

概要	期 限
ひとり親家庭等医療費助成の受給者が亡くなられた時の手続き	なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ※状況によって必要な持ち物が異なります。 申請の前に、右の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。	子育て応援課 子育て応援係 0547-36-7159 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

児童手当の受給者であった

手続き 児童手当受給者変更の届出（受給者の死亡）

概要	期 限
受給者を変更する手続き （新しく受給者になる方が公務員の場合は、職場での手続きとなります）	受給者が亡くなられた月の月末 ※亡くなられた日が月末に近い場合、その翌日から15日以内 ※児童手当を不足なく支給するため、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	児童を主として養育する方（請求者）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者本人の保険資格がわかるもの（健康保険証、保険者から発行される資格確認書、資格情報のお知らせ等） ※島田市国民健康保険に加入している方は不要 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座がわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	子育て応援課 子育て応援係 0547-36-7159 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

手続き 未支払の児童手当請求の手続き（受給者の死亡）

概要	期 限
受給者に対して未支払の手当がある場合の手続き	なるべく早く手続きをしてください。 ※この手続きがない場合は手当をお支払いできません。
	対象となる人
	支給対象児童（2人以上の場合、年長となる児童）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童手当対象児童名義（年長者）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	子育て応援課 子育て応援係 0547-36-7159 各支所（金谷・川根地域総合課）でも受付できます。

保育所・認定こども園・地域型保育所・幼稚園・認可外保育施設に通園している園児の保護者であった

手続き 認定保護者変更申請（保護者死亡時）

概要	期 限
保育所・認定こども園・地域型保育所（以下「保育所等」）の保育並びに幼稚園・認可外保育施設等の預かり保育等を利用している保護者の代表者（以下「認定保護者」）が亡くなったことにより、変更する手続き	亡くなられた月の月末までに手続きをしてください。
	対象となる人 認定保護者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付支給認定証 <input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定通知書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（※児童扶養手当申請で提出済みの場合は不要）	保育支援課 幼稚園保育園係 0547-36-7195

保育所(公・私)に通園している園児(0～2歳児)の保護者であった

手続き 保育料口座変更（保護者死亡時）

概要	期 限
口座振替により保育料を納入していた場合、認定保護者等が亡くなったことにより、登録口座を変更する手続き 市税等口座振替依頼書を島田市収納代理金融機関に提出してください。	亡くなられた月の月末までに手続きをしてください。
	対象となる人 保育所（公・私）に通園している園児（0～2歳児）の保護者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 振替口座登録印鑑	保育支援課 幼稚園保育園係 0547-36-7195

公立保育所に通園している園児(3～5歳児)の保護者であった

手続き 公立保育所副食費口座変更（保護者死亡時）

概要	期 限
口座振替により副食費を納入していた場合、認定保護者等が亡くなったことにより、登録口座を変更する手続き 生徒納付金等口座振替依頼書を島田掛川信用金庫に提出してください。	亡くなられた月の月末までに手続きをしてください。
	対象となる人 公立保育所に通園している園児（3～5歳児）の保護者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 振替口座登録印鑑	保育支援課 幼稚園保育園係 0547-36-7195

保育所・認定こども園・地域型保育所に通園していた園児であった

手続き 利用中止届（園児死亡時）

概要	期 限
保育所・認定こども園・地域型保育所を利用する園児が亡くなった時の手続き	亡くなられた月の月末までに手続きをしてください。
	対象となる人 保育所等を利用する園児
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	保育支援課 幼稚園保育園係 0547-36-7195

(7) 農林業

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡届

概要	期 限
農業者年金の受給者または加入者が亡くなられた時の手続き なお、亡くなられた日以降に誤って農業者年金が支給された場合は、返金が必要となりますのでご注意ください。	対象者が亡くなられてから10日以内。（期限を過ぎた場合も手続きが可能ですので、なるべく早く手続きをしてください。）
	対象となる人 年金受給者または加入者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者または加入者が亡くなられたことを証する書類（戸籍謄本、住民票等） <input type="checkbox"/> 農業者年金証書または農業者年金被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる書類（戸籍謄本等） ※状況によって、必要な持ち物が異なりますので、申請前に右の受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。	農業委員会事務局 0547-36-7209

農地を所有していた

手続き 農地相続の場合の名義変更

概要	期 限
農地の相続登記があった時の手続き	相続してからおおよそ10か月以内
	対象となる人 農地所有者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	農業委員会事務局 0547-36-7209

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

概要	期 限
森林※の土地を取得した時の手続き ※県が策定する地域森林計画の対象になっている森林	森林の所有者となられた日（被相続人の死亡日）から90日以内
	対象となる人
	新たに森林の土地を所有した者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 届出の原因を証明する書面 （登記事項証明書など）	農林整備課 林業係 0547-36-7165

(8) 河川と道路

河川を占用していた

手続き 河川占用権利・義務移転

概要	期 限
河川占用者が亡くなられ、占用者を変更する時の手続き	相続の開始から7日以内
	対象となる人
	河川占用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	すぐやる課 管理係 0547-36-7181

道路を占用していた

手続き 道路占用権利・義務移転

概要	期 限
道路占用者が亡くなられ、占用者を変更する時の手続き	速やかに対応をお願いします。
	対象となる人
	道路占用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	すぐやる課 管理係 0547-36-7181

(9) 市営住宅

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅返還

概要	期 限
市営住宅の入居契約者（名義人）が亡くなられた後に、入居していた部屋を明け渡す時の手続き	市営住宅の明け渡し予定日の5日前まで
	対象となる人 入居契約者（名義人）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかるもの（預金通帳等）※ ※敷金返還金の振込を希望する口座	静岡県住宅供給公社 054-255-4824 建築住宅課 住宅管理係 0547-36-7193

手続き 市営住宅入居承継申請

概要	期 限
市営住宅の入居契約者（名義人）が亡くなられた後に、同居者が引き続き市営住宅への入居（入居の承継）を希望する時の手続き	入居契約者が亡くなられた日から30日以内
	対象となる人 入居契約者（名義人）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 収入証明書※ ※手続きをする方が申請する年の1月以降に働き始めた場合など	静岡県住宅供給公社 054-255-4824 建築住宅課 住宅管理係 0547-36-7193

手続き 市営住宅入居者異動届

概要	期 限
市営住宅の入居者が亡くなられたことにより、世帯構成に変更があった時の手続き	期限はありませんが、異動があった後なるべく早く手続きしてください。
	対象となる人 入居者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	静岡県住宅供給公社 054-255-4824 建築住宅課 住宅管理係 0547-36-7193

手続き 市営住宅使用料の口座振替の変更または廃止

概要	期 限
市営住宅の入居者が亡くなられた後に、口座振替による家賃等の支払口座を変更または廃止する時の手続き	支払口座の変更または廃止を希望する月の前月の10日まで
	対象となる人
	入居者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 金融機関への届出印 <input type="checkbox"/> 変更または廃止する振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	変更または廃止する口座の金融機関の窓口 建築住宅課 住宅管理係 0547-36-7193

(10) 水道

上水道の契約をしていた

手続き 水道使用者変更、口座振替の変更（該当者のみ）または使用停止の届出

概要	期 限
水道の使用者または引落とし口座の名義人（口座振替利用者のみ該当）の方が亡くなられた場合、使用者の変更、引落とし口座の変更または使用をやめる手続き ※相続放棄をされる場合も、水道の使用停止のご連絡をお願いいたします。 ※亡くなられた方が旧金谷町（北五和地区を除く）にお住まいで水道を使用されていた場合は、大井上水道企業団でのご契約になりますので、手続きについては下記の連絡先へご確認ください。 大井上水道企業団 0547-46-4130	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	水道使用者、引落とし口座の名義人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
なし	水道料金お客さまセンター 0547-34-1590 ※水道料金のお支払い方法が口座振替の場合、引落とし口座の変更は引落としされたい金融機関窓口で、通帳・届出印をお持ちの上、手続きが必要です。

手続き 水道所有者変更の届出

概要	期 限
水道の所有者名義人の方が亡くなられた場合、名義の変更手続き ※亡くなられた方が旧金谷町（北五和地区を除く）にお住まいで水道を所有されていた場合は、大井上水道企業団でのご契約になりますので、手続きについては下記の連絡先へご確認ください。 大井上水道企業団 0547-46-4130	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人
	水道所有者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
原則なし 確認のため、土地の登記書類等（写）の提出を求める場合があります	水道料金お客さまセンター 0547-34-1590

(11) 税金（市税）

軽自動車税を納めていた（軽自動車※原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー・軽二輪車（125cc超）・小型二輪車（250cc超）・軽三輪車・軽四輪車を所有していた）

手続き

軽自動車（※）を所有していた方が亡くなられた場合における
名義変更または廃車の届出

概要	期 限
登録車両の所有者が亡くなられた場合、名義変更または廃車の手続きが必要になります。	年度内（3月末）までに手続きをしてください。
	対象となる人
	軽自動車などを所有していた方
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（原動機付自転車の登録時に市区町村が交付した書類） <input type="checkbox"/> 廃車の場合は、標識（ナンバープレート） ※標識（ナンバープレート）がない場合は弁償金として100円お持ちください。 ※相続人以外の方へ名義変更する場合は、お問い合わせください。 島田市、金谷町、川根町ナンバー以外の車両（軽二輪車・小型二輪車・軽三輪車・軽四輪車）の場合は、手続き場所が異なりますので右の<連絡先>へお問い合わせください。	課税課 資産税担当 0547-36-7141 ※金谷・川根支所 （金谷・川根地域総合課） でも手続きできます。 <連絡先> 軽二輪車・小型二輪車の場合 ※静岡ナンバーの車両 中部運輸局 静岡運輸支局 050-5540-2050 軽三輪車・軽四輪車の場合 ※静岡ナンバーの車両 軽自動車検査協会 静岡事務所 050-3816-1776

固定資産税を納めていた（土地・家屋・償却資産を所有していた）

手続き

相続人代表者に関する届出

概要	期 限
亡くなられた方にかかる固定資産税・都市計画税について、納税通知書等を受領していただける方を相続人の中から選定していただきます。 ※亡くなられた方の資産にかかる税金は、相続登記が完了するまでの間、相続人全員が納税義務を負います。 ※法務局において相続登記の手続きが必要になります。 ※相続登記が完了するまでの間、原則として申告のあった代表者を固定資産税の納税義務者として登録し、納税通知書をお送りします。	ご自身が相続人であることを知った日の翌日から3か月以内に手続きをしてください。
	対象となる人
	固定資産を所有していた方
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書等を受領していただける方のマイナンバーがわかる書類 相続登記の手続は右の<連絡先>へお問い合わせください。	課税課 資産税担当 0547-36-7141 <連絡先> 静岡地方法務局 藤枝支局 054-641-1158

登記していない家屋を所有していた

手続き 登記していない家屋を所有していた場合における名義変更

概要	期 限
<p>建物の表題登記は法律で定められた義務になります。 登記していない建物（未登記家屋）は、法務局で登記の申請をお願いします。</p> <p>登記するメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その不動産が誰の所有物で、どのような状態の建物か明確になります。 <p>※やむを得ない事情で登記の申請ができない場合、島田市役所課税課で、未登記家屋のまま名義変更ができます。</p>	<p>12月までに受けつけた分は、翌年度から所有者が変更となります。</p>
	対象となる人
	<p>登記していない家屋を所有していた方</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>登記する場合の手続きは右の<連絡先>へお問い合わせください。 未登記家屋の状態での名義変更する場合</p> <p><input type="checkbox"/>遺産分割協議書の写し（無い場合は戸籍謄本等）</p>	<p>課税課 資産税担当 0547-36-7141</p> <p><連絡先> 静岡地方法務局 藤枝支局 054-641-1158</p>

市民税・県民税・森林環境税を納めていた

手続き 相続人代表者に関する届出

概要	期 限
<p>市民税・県民税・森林環境税は1月1日に御存命の場合課税されます。その後亡くなられた場合には、相続人が納税義務者となりますので、納税通知書等を受領していただける相続人代表者を相続人の中から選定していただきます。</p>	<p>相続人代表者が決まり次第、なるべく早く手続きをしてください。 （目安:亡くなられてから1か月以内）</p>
	対象となる人
	<p>市民税・県民税・森林環境税が課税されていた方</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>課税課 市民税担当 0547-36-7140</p>

市税を口座振替で納税していた(国民健康保険税を含む)

手続き 市税の口座振替の変更または停止の届出

概要	期 限
<p>市税口座振替の口座名義人（国民健康保険税の場合は、世帯主を含む）の方が亡くなられた場合は、口座振替停止の手続きをしていただく必要があります。</p> <p>年度途中で亡くなられた場合でも、その年度分はすべて納付いただきますので、口座振替停止後は納付書でのお支払いになります。別口座での口座振替を希望する場合は、金融機関にて口座変更の手続きが必要です。（※ただし、口座変更の手続き時期によっては、一時的に納付書でのお支払いとなることがあります。）</p>	<p>なるべく早く手続きをしてください。</p>
	<p>対象となる人</p> <p>市税を口座振替で納付していた口座名義人</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p><納付書でのお支払いにされる方></p> <p><input type="checkbox"/> 該当する市税の納税通知書 （市民税・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）</p> <p>※上記を用意し、受付窓口・問い合わせ先までご連絡ください。来庁の場合は、来庁者の本人確認書類が必要です。（マイナンバーカード、運転免許証等）</p> <p><口座変更をされる方></p> <p><input type="checkbox"/> 該当する市税の納税通知書 （市民税・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）</p> <p><input type="checkbox"/> 変更後の預貯金通帳および通帳印</p> <p>※市内金融機関に備付けの用紙にて手続きができます。 （市外の方は受付窓口・問い合わせ先までご連絡ください。）</p>	<p>納税課 収納担当 0547-36-7138</p>

市税の納税相談(国民健康保険税を含む)

手続き 市税の納税相談

概要	期 限
<p>亡くなられた方に市税の未納（今年度納期未到来分含む）がある場合は、相続人の方に納税義務が生じます。</p> <p>市税の納付について期限までの納付が困難な場合や、その他納付についてお悩みがある場合は納税課に相談をお願いします。</p>	<p>必要に応じて速やかに</p>
	<p>対象となる人</p> <p>市税の未納があった人</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方に送られた納税通知書などの税に関する書類</p>	<p>納税課 徴税担当 0547-36-7139</p>

(12) くらし

市営霊園の使用者であった

手続き 市営霊園の使用権承継

概要	期 限
市営霊園の使用者が亡くなられた時の手続き ＜市営霊園＞ <input type="checkbox"/> 田代霊園 <input type="checkbox"/> 川根霊園 ※承継しない場合は、返還等の手続きがあります。詳しくは、受付窓口・問い合わせ先までご確認ください。	承継者が決まり次第、手続きをお願いします。
	対象となる人 霊園の使用者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可書（亡失した場合は、再交付の申請が必要） <input type="checkbox"/> 承継する方の住民票（本籍、続柄を省略しない）の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の埋火葬許可証の写し ※承継する方と亡くなられた方の関係が確認できない場合は、別途、戸籍（除籍）謄（抄）本をご用意ください。	環境課 衛生係 0547-35-3744

犬・猫の飼い主であった

手続き 犬の登録事項変更

概要	期 限
犬の飼い主が亡くなられた時の手続き ※新しい飼い主の方が市外にお住まいの場合、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。お住まいの市区町村にお問い合わせください。	亡くなられた日から 30 日以内
	対象となる人 犬の飼い主
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 愛犬手帳 <input type="checkbox"/> 犬の鑑札 ※その他、集合注射のハガキなど登録情報のわかるもの	環境課 衛生係 0547-35-3744 以下窓口にて書面提出可能 市民課 各支所（金谷・川根地域総合課） 六合行政サービスセンター 初倉行政サービスセンター

手続き 猫の登録事項変更

概要	期 限
猫の飼い主が亡くなられた時の手続き ※猫の登録制度は島田市独自のものになります。新しい飼い主の方が市外にお住まいの場合、お住まいの市区町村にお問い合わせください。	期限はありませんが、新しい飼い主が決まり次第、手続きをお願いします。
	対象となる人 猫の飼い主
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 猫手帳 <input type="checkbox"/> 猫の鑑札 ※旧飼い主の方および猫の登録情報がわかるもの	環境課 衛生係 0547-35-3744 以下窓口にて書面提出可能 市民課 各支所（金谷・川根地域総合課） 六合行政サービスセンター 初倉行政サービスセンター

犯罪被害に遭われた

手続き 犯罪被害によりご家族が亡くなられた時の手続き

概要	期 限
犯罪被害により市内に住所を有する方が亡くなられた時、ご遺族に遺族見舞金 30 万円を支給します。	亡くなられた日の翌日から 1 年以内
	対象となる人 犯罪被害により亡くなられた市民と生計を同一にしていたご遺族で、下記項目に該当する方。 ただし、該当者が 2 人以上いる場合は、代表者を選定していただきます。 1. 亡くなられた方の配偶者等 2. 亡くなられた方の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書や死体検案書などの写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と申請者との続柄がわかる戸籍謄本または抄本等 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書 ※支給の対象となる方が 2 人以上の場合に提出してください。 <input type="checkbox"/> 遺族見舞金支給代表者の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）	生活安心課 交通防犯係 0547-36-7144

図書館カードを持っていた(利用者登録を行っていた)

手続き 図書館カードの返納(利用者登録の抹消)

概要	期 限
図書館カード登録者（図書館の利用者登録を受けた者）が亡くなられた時の手続き	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。
	対象となる人 図書館カードの交付を受けた者（利用者登録を行った者）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書館カード（図書館カードの交付を受けていない方は、右記問い合わせ先に連絡）	島田図書館 0547-36-7226 金谷図書館 0547-46-3246 川根図書館 0547-53-2289

2. 死亡届出後の証明書発行について

死亡届出後に亡くなられた方の証明書が発行できるようになるまでの目安と、証明書の取得方法をご案内します。相続手続きのほか、年金や保険など様々な手続きで亡くなられたことを証明する書類が必要になります。ご一読ください。

(1) 戸籍事項証明書

証明書発行までの目安

死亡届を本籍地の市区町村に届出	死亡届を本籍地以外の市区町村に届出
届出された日の翌開庁日から5日目以降（約1週間後以降）に請求していただくことができます。 （年末年始の休暇やゴールデンウィーク等の連休前後の場合は、日数が異なります。）	戸籍に死亡の記載をするまでに時間がかかります。 詳しくは、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

※亡くなられた方の戸籍は婚姻や縁組などの届出、また法律の改正等で新しく編製され、複数存在します。
どのような内容の戸籍が必要か、戸籍の提出先にご確認ください。
例) 出生から死亡までの一連の戸籍、死亡の記載のある戸籍など

証明書の取得方法

請求先	持ち物
① 本籍地の市区町村窓口 ※郵送での請求もできます。 詳しくはお問い合わせください。 ② 本籍地以外の市区町村窓口(広域交付) ※郵送での請求はできません。 ●令和6年3月から②本籍地以外の市区町村窓口(広域交付)での請求が可能となりました。	① 本人確認ができるもの 40ページをご確認ください。 ② 本人確認ができるもの 顔写真付きの公的身分証明書に限られます。 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
請求できる方	証明書および手数料
亡くなられた方の配偶者 直系親族(父、母、子、孫 等) ●請求先が①本籍地の市区町村窓口の場合 兄弟等、上記以外の代理の方が請求するには、 請求できる方からの委任状等が必要になる場合があります。 ※詳しくはお問い合わせください。 ●請求先が②本籍地以外の市区町村窓口(広域交付)の場合 代理の方での請求はできません。	・戸籍全部または個人事項証明書 1通 450円 ・除籍全部または個人事項証明書 1通 750円 ・除籍謄本または抄本 1通 750円 ・改製原戸籍謄本または抄本 1通 750円 ※請求先が②の場合、全部事項証明書および謄本のみでの交付となります。

(2) 住民票 (除票)

亡くなられた方の住所が島田市の場合をご案内します。

証明書発行までの目安

死亡届を島田市に届出	死亡届を島田市以外の市区町村に届出
届出された日から請求することができます。 ただし、届出された日が休日の場合は、翌開庁日になります。	住民票に死亡の記載をするまでに時間がかかります。 (詳しくは、お問い合わせください。)

証明書の取得方法

請求先	持ち物
島田市役所または支所	・本人確認ができるもの (下記「本人確認について」をご確認ください。) ・疎明資料 (亡くなられた方と請求する方の関係が確認できる戸籍や、保険証書等、手続きによって必要なものが異なります。)
請求できる方	手数料
相続人等	1通 300円

本人確認について

1点で本人確認ができるもの (顔写真付きのもの)

運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

2点で本人確認ができるもの

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、基礎年金番号通知書または年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



マイナンバーカードでの証明書の取得について

相続人等の印鑑登録証明書、住民票、(※)戸籍全部または個人事項証明書は、マイナンバーカードを利用してコンビニや市役所のキオスク端末から取得することができます。

なお、被相続人(亡くなられた方)のマイナンバーカードは、死亡届出後に失効になるため、御利用いただけません。

(※)戸籍全部または個人事項証明書の取得は、住所と本籍地が島田市の方に限ります。

3. 市役所以外での手続き（参考）

	手続きの種類	主な手続きの内容	問い合わせ先
国・県などへの手続き	・不動産(土地・建物)の相続登記 ・法定相続情報証明	・所有権の移転登記申請 ・法定相続情報証明の請求	静岡地方法務局藤枝支局 054-641-1158 ※音声ガイダンス3番 不動産の所在によって管轄が異なります。
	所得税・相続税等	相続手続き等	島田税務署 0547-37-3121 ※音声ガイダンス2番
	遺言書	検認	静岡家庭裁判所島田出張所 0547-37-1630
	相続放棄	相続放棄の申立	
	運転免許証 (有効期間内のもの)	返納	島田警察署 0547-37-0110
	浄化槽関係	管理者の名義変更	中部健康福祉センター環境課 054-644-9268
	県税 ・自動車税種別割 (普通自動車の所有者) ・個人事業税 (個人事業を営んでいた方)	申出書の提出	藤枝財務事務所 054-644-9116
特定疾病や指定難病による受給者証	受給者証の返納	中部保健所地域医療課 054-644-9273	
官公庁以外への手続き	生命保険	保険金の請求	各保険会社
	各種健康保険 (国民健康保険・後期高齢者医療保険以外)	保険証の返納等	勤務先または加入していた健康保険の組合
	預貯金口座	口座凍結の解除等	各金融機関
	クレジットカード	解約	各契約会社
	NHK受信料	契約者氏名変更・解約	契約者氏名変更 NHKウェブサイトなど 解約 0570-077-077 または 050-3786-5003
	固定電話	名義変更・解約	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社	

※これらの手続きは市役所ではできません。

4. その他の手続き（参考）

(1) 相続に関する手続き

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続人になる方が、故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」と請求してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋600万円×法定相続人の数

(2) 亡くなられた方が会社員だった場合の手続き

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入	2週間以内	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求	速やかに	預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	厚生年金保険の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた遺族が、遺族厚生年金を受け取ることができます。手続き等は、お近くの年金事務所（または共済組合）へご確認ください。

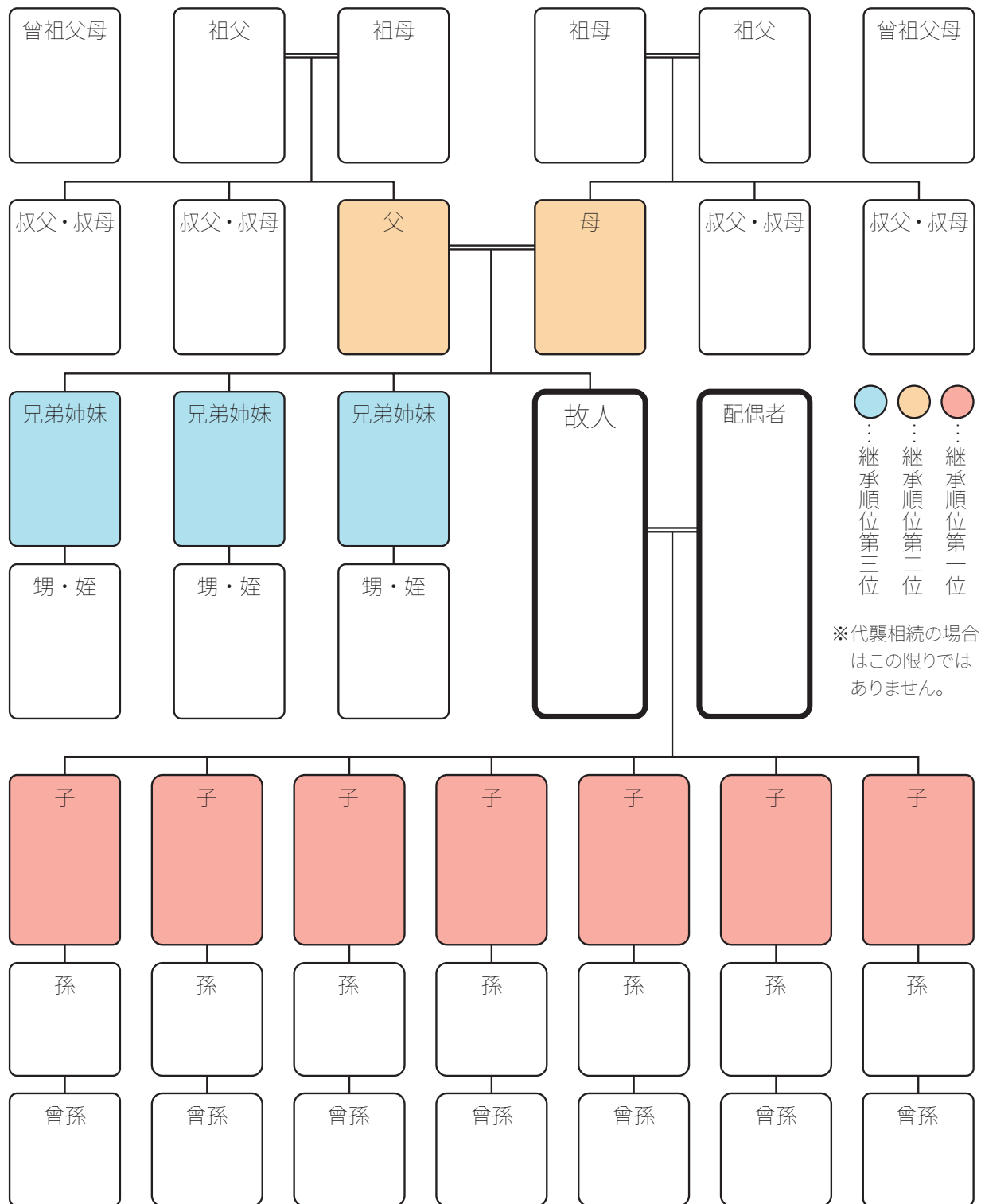
(3) 亡くなられた方が個人事業主だった場合の手続き

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きにかかる相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは、P46「法定相続情報証明制度について」をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

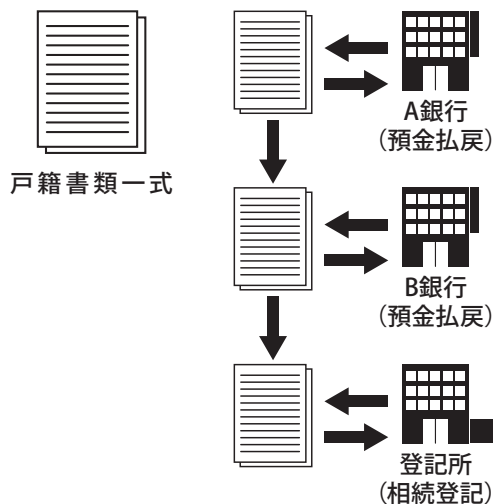
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

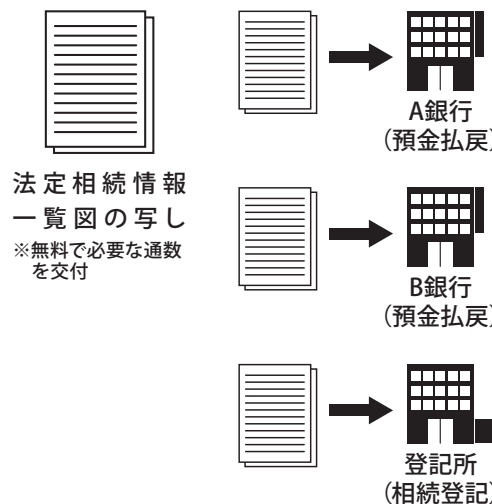
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



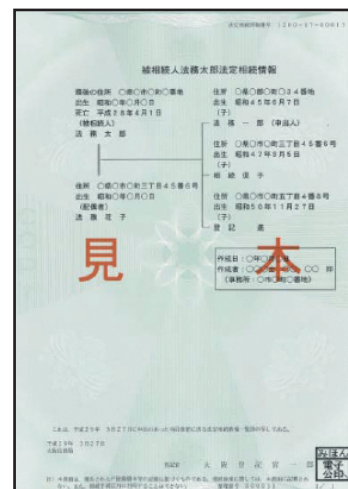
③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の中で**早めに遺産分割の話合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

 **法務省民事局**
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2024年5月版



島田市役所 2023年10月10日新庁舎開庁

発行 島田市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年10月

このガイドブックは、広告主の協賛により制作されたものです。